

精神障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は精神障害者が介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取り扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳制度要領（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）に規定する精神障害者保健福祉手帳（発行自治体によりカード化されたもの、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ）の交付を受けている者とする。

2 前項の精神障害者を、次に掲げる第1種精神障害者、第2種精神障害者に分ける。

(1) 第1種精神障害者

日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

(2) 第2種精神障害者

イ. 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

ロ. 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(介護者)

第3条 精神障害者が第1種精神障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。この場合、精神障害者が車いすを使用しているときは、当社線内に限り、介護者は2人まで認める。

- 2 前項の介護者は当社係員が介護能力があると認められる者であってその購入する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、後段の規定は、精神障害者が無賃の幼児の場合はこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合は発売する乗車券と同一とする。また、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。
- (注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取り扱い区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取り扱いをする他社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は50%とし、は数計算した額とする。

ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 精神障害者が6才未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引を行う。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は精神障害者と、その介護者が同一の列車により、乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（回数乗車券については各券片）に次の表示をして発売する。

(1) 普通乗車券・回数乗車券

割

(2) 定期乗車券

イ. 精神障害者に対する乗車券 ロ. 介護者に対する乗車券

障

介

2 ワンマンカーにあつては、精神障害者保健福祉手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を収受する。

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「障」または「介」の表示をする。

(旅客運賃払い戻し及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取り扱いをしない。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第10条 精神障害者は乗車券購入の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、当社係員の請求があつたときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取り扱い)

第11条 前各条の規定以外の取り扱い方は旅客営業に関する一般

の規定による。

(発売時に確認する精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)について)

第12条 2025年4月1日より当分の間、手帳記載の等級を種別に読み替えて、割引を適用した乗車券の発売を行う。(精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年とされていることから、読み替えを行う期間は2027年3月末までを予定)

手帳の等級	読み替える種別
障害等級 第1級	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種
障害等級 第2・3級	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第2種

附 則

- 1 経済情勢等の外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、本規則の内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知する。

2025年 4月 1日 制定